

保険料

第7期計画においては、保険料段階を11段階に設定しました。各段階の負担割合を調整した結果、保険料基準月額は、6,800円となります。第1段階の被保険者に対しては、公費による保険料の引き下げをはかります。

段階	(対象者)	基準額に対する割合	年額	1ヶ月あたり
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-公的年金等に係る雑所得の金額)80万円以下の方	0.45 ※(0.50)	36,720円 (40,800円)	3,060円 (3,400円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ本人の公的年金等収入額+(合計所得金額-公的年金等に係る雑所得の金額)が80万円を超えて120万円以下の方	0.75	61,200円	5,100円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税かつ第1、第2段階に該当しない方	0.75	61,200円	5,100円
第4段階	・本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ公的年金等収入額+(合計所得金額-公的年金等に係る雑所得の金額)80万円以下の方	0.80	65,300円	5,442円
第5段階 (基準)	・本人が市民税非課税(世帯に課税者有)かつ第4段階に該当しない方	1.00	81,600円	6,800円
第6段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円未満の方	1.10	89,800円	7,483円
第7段階	・市民税課税かつ合計所得金額120万円以上125万円未満の方	1.12	91,400円	7,617円
第8段階	・市民税課税かつ合計所得金額125万円以上160万円未満の方	1.25	102,000円	8,500円
第9段階	・市民税課税かつ合計所得金額160万円以上200万円未満の方	1.30	106,100円	8,842円
第10段階	・市民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	122,400円	10,200円
第11段階	・市民税課税かつ合計所得金額300万円以上の方	1.70	138,700円	11,558円

※()は公費負担による軽減前の割合及び金額

能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月発行
編集 能代市市民福祉部長寿いきがい課 発行 能代市

能代市 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 (平成30年度~32年度)

概要版



本市では、平成12年度の介護保険制度の開始以降、6期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えるも、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

今回策定する計画では、地域包括ケアシステムの深化及び地域共生社会の実現等を念頭に、高齢者が尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を、地域全体でつくりあげていくことを目指すこととしております。

本市における高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示し、各事業の安定的運営を目的としながら、第6期計画に引き続き、平成37年(2025年)を見据えた計画と位置づけて「能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)を策定しました。

基本理念

本計画では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えるとともに、社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や支援が必要となつても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていくことを目指します。

地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり

計画体系

全体目標・人間性の尊重

1 活力ある高齢社会の実現

I 高齢者の積極的な社会参加

- (1)生きがいづくり活動等の支援の充実
- (2)生涯学習の充実
- (3)高齢者就業の支援
- (4)地域活動参加促進のための環境整備

II 自立生活の支援

- (1)在宅生活を続けるための支援の充実等
- (2)福祉施設等の整備の推進等

III 介護予防等の推進

- (1)介護予防の継続的な推進
- (2)要支援認定者・事業対象者に対する施策
- (3)高齢者等に対する施策
- (4)介護予防・日常生活支援総合事業の分析・評価およびサービス量の推計

IV 在宅介護サービスの基盤整備

- (1)要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化
- (2)中重度者を支える在宅サービスの充実・強化
- (3)居宅系サービス量の推計

V 在宅介護サービスの質的向上

- (1)介護従事者の人材確保および資質の向上
- (2)介護事業者の指導監督等
- (3)介護保険制度の円滑な運用
- (4)在宅ケアの推進等

VI 施設介護サービスの基盤整備

- (1)重度者に対する入所施設の整備
- (2)施設サービス量の推計

VII 施設介護サービスの質的向上

- (1)介護従事者の人材確保および資質の向上
- (2)介護事業者の指導監督等
- (3)介護保険制度の円滑な運用
- (4)ユニットケアの推進等

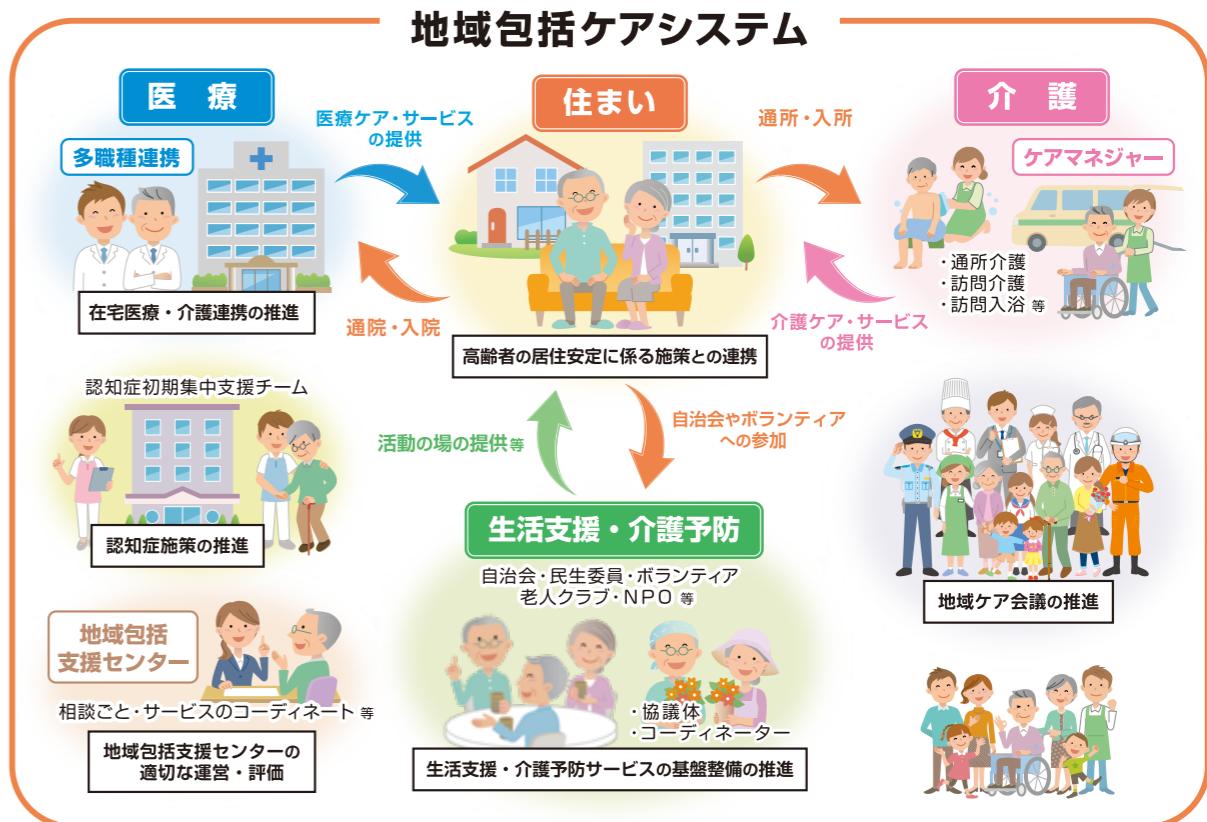
3 入所施設の整備

VIII 地域包括ケアシステムの構築

- (1)日常生活圏域の設定と環境整備
- (2)地域包括支援センターの適切な運営・評価
- (3)地域包括ケアシステムの構築
- (4)地域ケア会議の推進
- (5)在宅医療・介護連携の推進
- (6)認知症施策の推進
- (7)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (8)高齢者の居住安定に係る施策との連携

地域包括ケアシステムの構築

日常生活圏域を見直し、それにともなって地域包括支援センターの拡充を図るとともに、定期的な点検や評価を行っていく仕組みを整えていくことや、地域ケア会議の開催、介護サービス事業者と医療関係との連携強化など、地域包括ケアシステム全体が効果的に機能するように、基盤の整備と機能の充実を進めています。



重点的取組み事項

(1)在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援について、地域の医療・介護の関係機関、関係団体等と協力して、地域の医療・介護関係者が参画する会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施していきます。

(2)認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域での生活を続けるため、周囲の方々の認知症に対する正しい理解と温かい対応が望されます。認知症高齢者を取り巻くすべての人が理解を深め、認知症の人の尊厳が保たれる地域づくりを目指します。

(3)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者が住み慣れた地域や家庭において在宅で自立した生活を送れるよう、安心、快適な日常生活を実現するために必要な支援を検討し、生活支援サービスの一層の充実をしていきます。

(4)高齢者の居住安定に係る施策との連携

多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の民間による整備が進んでいます。これら整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。また、高齢者に適した住宅改修には一般的の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護や改修の専門家の協力を得て利用者それぞれの状況に対応していきます。